

香川県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第89号

香川県都市公園規則の一部を改正する規則

香川県都市公園規則（昭和39年香川県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(駐車することができる自動車)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 栗林公園東門駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法第3条に規定する大型自動車（乗車定員が11人以上のものに限る。以下「大型自動車」という。）<u>、同条に規定する中型自動車（乗車定員が11人以上のものに限る。以下「中型自動車」という。）及び同条に規定する普通自動車（以下「普通自動車」という。）とする。</u></p> <p>別表第2（第13条関係）</p> <p>1 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 栗林公園東門駐車場</p> <table border="1"><thead><tr><th>自動車の区分</th><th>単 位</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>大型自動車及び中型自動車</td><td>1台 30分</td><td>500円</td></tr><tr><td>普通自動車</td><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table> <p>備考 駐車場を利用する時間が第11条第1項ただし書の表の閉場時間後の時間に至る場合は、大型自動車及び中型自動車の午後4時から翌日の午前9時までの間の利用に係る使用料は1台につき3,000円とし、普通自動車の午後5時から翌日の午前8時30分までの間の利用に係る使用料は1台につき1,300円とする。</p> <p>2 略</p>	自動車の区分	単 位	金 額	大型自動車及び中型自動車	1台 30分	500円	普通自動車	略	略	<p>(駐車することができる自動車)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 栗林公園東門駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法第3条に規定する大型自動車及び中型自動車（乗車定員が11人以上のものに限る。以下「大型自動車」という。）<u>並びに同条に規定する普通自動車（以下「普通自動車」という。）とする。</u></p> <p>別表第2（第13条関係）</p> <p>1 使用料</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 栗林公園東門駐車場</p> <table border="1"><thead><tr><th>自動車の区分</th><th>単 位</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>大型自動車</td><td>1台 30分</td><td>500円</td></tr><tr><td>普通自動車</td><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table> <p>備考 駐車場を利用する時間が第11条第1項ただし書の表の閉場時間後の時間に至る場合は、大型自動車の午後4時から翌日の午前9時までの間の利用に係る使用料は1台につき3,000円とし、普通自動車の午後5時から翌日の午前8時30分までの間の利用に係る使用料は1台につき1,300円とする。</p> <p>2 略</p>	自動車の区分	単 位	金 額	大型自動車	1台 30分	500円	普通自動車	略	略
自動車の区分	単 位	金 額																	
大型自動車及び中型自動車	1台 30分	500円																	
普通自動車	略	略																	
自動車の区分	単 位	金 額																	
大型自動車	1台 30分	500円																	
普通自動車	略	略																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。